

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

2024年8月1日

リンカーズ株式会社
株式会社リンカーズOI研究所

2024年8月1日

新設分割にかかる事後開示書面

東京都文京区後楽二丁目3番21号
リンカーズ株式会社
代表取締役社長 前田 佳宏

東京都文京区後楽二丁目3番21号
株式会社リンカーズOI研究所
代表取締役社長 國井 宇雄

リンカーズ株式会社(以下「分割会社」といいます。)は、2024年6月13日付新設分割計画書に基づき、2024年8月1日を効力発生日として、分割会社のリサーチ事業に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社リンカーズOI研究所(以下「新設会社」といいます。)に承継させる新設分割(以下「本新設分割」といいます。)を行いました。

本新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

記

- 本新設分割が効力を生じた日(会社法施行規則第209条第1号)
2024年8月1日
- 会社法第805条の2の規定による手続の経過(会社法施行規則第209条第2号)
本新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。
- 会社法第806条、第808条および第810条の規定による手続の経過(会社法施行規則第209条第3号)
 - 反対株主の株式買取請求手続
本新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当するため、反対株主の株式買取請求に関する手続(会社法第806条の規定による手続)は実施しておりません。
 - 新株予約権買取請求手続
本新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続(会社法第808条の規定による手続)は実施しておりません。

(3)債権者保護手続

本新設分割において、新設会社は分割会社から承継する債務を重畳的債務引受により負担することと致しましたので、会社法第 810 条第1項第2号に規定する債権者はありません。したがって、分割会社は債権者保護手続(会社法第810条の規定による手続)は実施していません。

4. 本新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第209条第4号)

新設会社は、2024年8月1日をもって、分割会社より、新設分割計画書に記載された本件対象事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. その他本新設分割に関する重要な事項(会社法施行規則第209条第5号)

該当する事項はありません。

以上